

# 『ほたるの里 東海市』令和7年度地域連携推進会議

---

- 地域連携推進会議について
- 当法人ならびに『ほたるの里 東海市』について
- 共同生活援助（障害者グループホーム）について
- ご利用状況
- 施設での生活
- 令和7年度の行事・活動予定
- 職員配置・支援内容について
- 事故・苦情・ヒヤリハット報告
- 虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会について
- 意見交換・住居見学



---

2025年11月24日（月/祝）

**特定非営利活動法人 愛知福祉事業支援友の会**

<https://tokai.hotarunosato.org/> <https://fukushi.aichi.jp/>  
phone : 0562-57-5167 fax : 0562-57-5166 mobile-phone : 070-6514-1729

# **地域連携推進会議について**

---

## **■目的**

- 地域の方へ、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域との関係性を構築し、理解の促進を図る。また、連携を深めて意見交換をすることで、サービスの透明性を図る。

## **■内容**

- 業所運営報告
- 支援状況・連携状況の共有
- 意見交換・施設見学

## **■参加者**

- 地域住民様
- 利用者様
- 利用者ご家族様
- 障がい福祉関係者・知見者様

# **当法人 = 愛知福祉事業支援友の会について**

---

- 福祉には大きく分けて、介護福祉と障がい福祉があります。介護福祉とは、その名の通り、高齢者を中心とした介護に関する福祉であり、障がい福祉は障がい者の皆様を対象とした福祉となります。
- 特定非営利活動法人 **愛知福祉事業支援友の会**は、令和4(2022)年2月16日に設立されました。
- 平成27(2015)年に設立された、特定非営利活動法人 **岐阜福祉事業支援友の会**の兄弟法人として、ともに主に障がい福祉に関する各種事業を展開、推進するグループです。
- 愛知県なかでも人口対比で障がい福祉グループホームの数が県下で最も少ない東海市において最初に開所することを目的として活動を開始。『ほたるの里 東海市』を令和6(2024)年7月1日に開所。
- 本年12月より名鉄河和線・巽が丘駅徒歩圏内に『ほたるの里 知多市』を開所します。

# ほたる福祉グループ

## ほたるグループ

### グループホーム事業

ほたるの里 瑞穂

ほたるの杜 岐阜県庁南

ほたるの里 美濃加茂

### 岐阜福祉事業支援友の会

ほたるの里 水都大垣

ほたるの杜 サン神戸

ほたるの里 正木

### 就労支援/生活介護事業

ほたるの仕事場 岐阜栄光

ほたるの仕事場 岐阜県庁南

ほたるの仕事場 美濃加茂

### 愛知福祉事業支援友の会

ほたるの里 東海市

ほたるの里 知多市

### 名古屋福祉事業支援友の会

ほたるの里名古屋名駅南

### パートナー法人様

ほたるの里 大垣

ほたるの里 瑞浪

ほたるの里 神戸須磨

ほたるの里 美濃加茂森山

ほたるの里 岐阜鷺山

ほたるの里 知多たけとよ

ほたるの里 多治見

ほたるの里 柳津

ほたるの里 さいたま

### ■障がい福祉事業

### 生活介護/通所介護

ほたるの園 美濃加茂

### ■障がい&介護共生型事業

# 当法人の理念と『ほたる』に託した想い

- ・『ほたるの里/杜』は、「ノーマライゼーションの実現を！」をコンセプトに、2015年に設立された特定非営利活動法人 **岐阜福祉事業支援友の会**を中心とする**ほたる福祉グループ**が運営する、障がい者向けグループホームです。
- ・2016年5月には、岐阜県瑞穂市に『ほたるの里 瑞穂』を開設し、それまで同施設が存在しなかった地域に大きな実績を残しています。
- ・当会のブランドに使用している『ほたる』は、**その生態を調べると「仲間想い」**であり、「相手を大切にする」「思いやりあふれた」、本当に愛すべき、良き存在です。

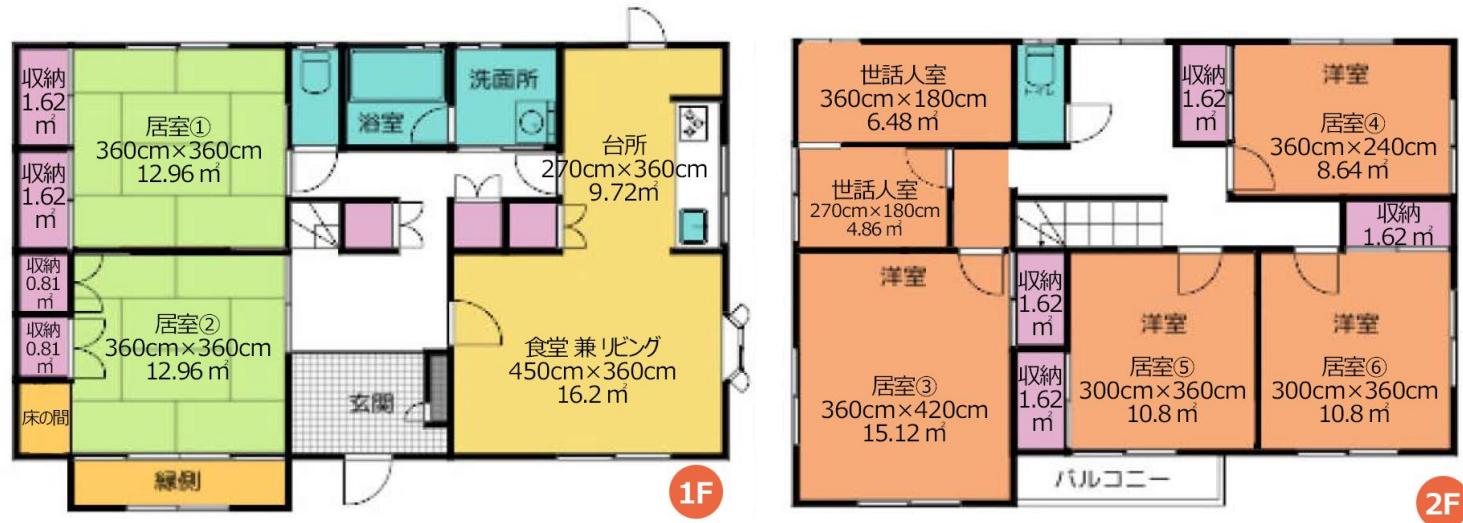
理念	<p>『世界中で一人のほたる』</p> <p>①一人ひとりに人生がある。 ②一人ひとりに思いがある。 ③一人ひとりに夢がある。希望がある。 ④一人ひとりに魅力がある。輝きがある。 ⑤一人ひとりに「ほたる」の光を…</p> <p>今日も、ほたるの皆さんに笑顔がひとつ増える支援を心から喜んで行います！</p>
----	---



- ・障がいの方、お一人おひとりに、その方独自の人生があります。たとえどんな障がいをお持ちであっても、光輝く人生があるべきだと私たちは考えます。その想いがまず基本にあります。
- ・そして、お一人おひとりが「光り輝き」、「笑顔がひとつ増える」お手伝いをさせていただくことが、私たちの使命であると考えます。
- ・「ノーマライゼーション」とは、障がい者も健常者も区別なく、同じ社会の中で同じように分け隔てなく生活できること、共に生活し、生きていく環境を実現することです。私たちは、**障がいのある皆様、お一人おひとりが『自立』でき、健常者と分け隔てなく生きていく社会の実現**を目指しています。

# 当施設『ほたるの里 東海市』について

- 令和6(2024)年7月1日に愛知県より指定認可。
- 同年9月より体験ご利用開始、10月より利用者様ご入居。
- 令和7(2025)年3月満室



部屋番号	家賃	部屋の特長
居室① A	20,000円	1F和室8畳（北向き）
居室② B	21,000円	1F和室8畳+2畳分の縁側（南向き）
居室③ C	23,000円	2F洋室10畳大(南向き、一番広い部屋です。)
居室④ D	18,000円	2F洋室6畳大（北向き）
居室⑤ E	21,000円	2F洋室7畳大+ベランダ（南向き）
居室⑥ F	20,000円	2F洋室7畳大（南向き）

# **共同生活援助(障がい福祉グループホーム)について**

---

## **■概要**

- 共同生活援助（障害者グループホーム）は、障害のある方が地域の中で安心して暮らすことができるよう、他利用者と共同生活を送りながら、必要な支援を受けられる福祉サービスです。

## **■対象者**

- 知的障害、精神障害（発達障害含む）、身体障害、難病などをお持ちの方
- 家庭や単身での生活が難しいが、施設入所までは必要としない方
- 地域で自立した生活を目指している方

# ご利用状況

---

## ■ご利用者

東海市：全6室（現状、満室ですべて男性）、知多市：全5室

## ■年齢構成

20代：1名、30代：1名、40代：1名、50代：2名、60代：1名

## ■障がい種別

知的障害：1人、精神障害：5人、身体障害：0人

## ■障がい区分

区分1：1名、区分2：3名、区分3：2名、区分4：1名

## ■日中活動

一般就労：1人、A型：2人、B型：3人、生活介護および求職中：0人

# 施設での生活

---

時間帯	入居者	職員
6:00	起床・身支度	玄関の開錠、ゴミの回収・分別、朝食づくり
6:30～7:30	朝食 バイタル測定 服薬	健康チェック
7:30～	それぞれの就労先等へ出勤	館内清掃等
9:00～16:00	日中活動（各就労先での勤務）	日勤者勤務（問い合わせ対応等）
16:00	帰宅（15時過ぎより五月雨式に）	夕勤・夜勤者出勤
17:30～18:30	夕食 服薬および入浴（毎日）	夕食づくり
18:30～21:00	自由時間（自室、買い物、散歩等）	記録記入
20:00	睡前薬の服薬	睡前薬の服薬支援
21:00	自室へ	門限（玄関の施錠）
23:00	消灯 睡眠	消灯 巡回
4:00	睡眠	巡回

# 施設での生活（夕食時）



# 令和7年度の行事・活動予定と実績

## ■お誕生会

当月が誕生日である利用者様のお誕生会を実施

内容は、利用者の皆様のご意向を反映させる。  
基本的には食事中心（焼き肉食べ放題等）

時折、カラオケ大会などを実施



## ■季節イベント

年末クリスマス会

年初のおせち料理とお雑煮  
BBQ大会

バナナ園見学とお手伝い

本年度の夏のイベントは猛暑のため見送り



## ■地域社会イベント

近隣地域の清掃イベント参加



# 職員配置・支援内容について

---

職種	人数
管理者兼サービス管理責任者	1名
看護師	0名（訪問看護サービス利用）
生活支援員	4名
世話人	5名
事務員	1名

## 提供される主な支援

- ・食事の準備・提供（栄養バランスを考えた食事の提供や調理の補助）
- ・洗濯・掃除などの家事支援
- ・金銭管理の支援（支出管理など）
- ・各種手続きの支援（手帳・受給者証書更新など）
- ・健康管理（服薬管理、通院支援など）
- ・相談支援（日常の困りごと対応）
- ・社会参加の促進（地域行事や余暇活動など）

# 事故・苦情・ヒヤリハット

---

►事故 = 0 件

►苦情 = 0 件

►ヒヤリハット = 2 件

服薬関連2件

追加になった薬の渡し忘れがあったことに気づいた  
渡したと思った薬の行方が一時的に不明となった

►インシデント = 0 件

(ヒヤリハット)

意味：事故には至らなかったものの、「ヒヤッ」としたり「ハッ」とした出来事。

(インシデント)

意味：事故一步手前の出来事、または軽微な事故を含むことがある。

⇒事故に繋がる可能性があるミスやトラブル。

特徴：ヒヤリハットよりも深刻度が高めのケース

# **虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会について**

---

**虐待防止委員会**…年3回（4月、8月、12月）開催、研修等実施。

(研修内容)

- ・障害者虐待防止法
- ・障害者差別解消法
- ・合理的配慮
- ・障害や疾患について
- ・利用者の事例検討
- ・毎月のチェックリスト（小テストの実施） 等

**身体拘束適正化委員会**…年1回（4月）開催、研修等実施。

(研修内容)

- ・身体拘束とは
- ・身体拘束等行動制限対応マニュアル・記録様式の確認

※単独法人での実施が難しい場合は、「ほたる福祉グループ」での活動に参加